

ニ耕作上ノ注意并ニ指導

四其他耕作上必要ナル事項

第十九條 委員ハ委員會ヲ組織シ組合長ヲ以テ議長トス  
委員ノ決議ハ出席者ノ過半数ヲ以テ之ヲ爲ス可否同数ナルトキ議  
長ノ決スル所ニ依ル委員半数以上出席スルニ非サレバ之ヲ開キ事ヲ  
得ス

第二十條 耕地ヲ耕作セシメタル組合員ニ對シテハ別ニ定ムル耕作契  
約書ヲ差出サシムルモノトス

第二十一條 組合員ハ耕作シタル耕地ニ對シテ利用料ヲ支拂フコトヲ要ス

第二十二條 利用料ハ移出検査済青ニ等以上ノ合格米ヲ以テ組合  
長ノ指定シタル期日場所ニ納付スルモノトス

但シ巴ハナク川粒ヲ以テスルトキハ青印ニ等米ノ賣却代金ニ相當スル  
金額ヲ以テ支拂フコト

第二十三條 組合員利用料ノ納付ヲ怠リタルトキハ期日後一ヶ月ノ内  
四件ノ過怠料ヲ徴收ス

但シ止ムヲ得サル事情ニシテ豫メ組合長ノ承諾ニ得タルモノハ此ノ限りニ  
テラス

一四五

第二十四條 組合長ハ耕地利用ノ状況ヲ調査シ利用條件ニ及スルモノアリ  
ト認ムルトキハ組合員ヲシテ其ノ耕地ヲ返還セシムルコトヲ得

第二十五條 本組合ハ利用料一石ニ付玄米一俵ノ割合ヲ以テ利用料收納  
ノ際耕地所有組合員ヨリ徴收シ之ヲ経費ニ充當スルコトヲ得

第二十六條 本組合ハ耕地所有組合員ヨリ利用料一石ニ付粳籾米  
ヲ徴收シ之ヲ利用者ニ支給スルモノトス

第二十七條 耕地利用中非常ノ凶作又ハ天災不可抗力ニ依リ著シキ  
凶作ノ收穫ヲ減損シ利用料ノ抵免ヲ受ケントスルトキハ其ノ收穫以前  
早出種ハ九月盡日迄晚出種ハ十月十日迄ニ本組合ニ申請シ組合長  
査ヲ受クルコトヲ得

第二十八條 耕地質貸借契約ハ五年トシ期間満了ノ際ハ繼續契約  
スルモノトス

第二十九條 利用料ノ改定ハ契約期間満了ニ際シ之ヲ行ヒ契約期間  
中ハ絶對之ヲ行ナハス

但シ契約期間中万一天災地変等ニシテ著シク地方ノ變動ヲ来セタ  
ルトキハ利用料ノ改定ヲ申請スルコトヲ得

利用料ノ改定ハ組合當該機關ニ於テナスコト